

記号の見方 日時 会場 内容 対象 定員 費 参加費 申し込み 締め切り 持ち物 問い合わせ

444-0815

八街市子育て短期支援をご利用ください

保護者の方が病気・出産・育児疲れなど、さまざまな理由でお子さまを家庭で保育するのが困難な場合、お子さまを一時的にお預かりします。利用する場合、事前に子育て支援課へ申し込みください。

午前9時～午後4時
利用定員 1日につき6人まで
利用できるお子さま 市内在住の生後6カ月～2歳までのお子さま

利用料金 0歳・1歳 1日 4310円
2歳 1日 2360円

実施施設 乳児院イーハトープ内
八街市八街に69番地3
☎440-0020

開所日

月曜～金曜日
(土曜・日曜日、祝日、年末年始を除く)

利用期間

1回につき7日間まで

「カタクリ」が見頃を迎えます



時 3月23日(金)～25日(日)
午後1時～3時
※雨天中止
場 砂676(日枝神社境内)
☎443-1464

カタクリ群生地案内図



毎年、市指定文化財「カタクリ群生地」では、桜の開花を迎える頃、満開のカタクリをみる事ができます。里山で、春の訪れを感じてみませんか。
次の日程で、文化財ボランティアの方がガイドをします。また、甘酒など温かいお飲み物をご用意してお待ちしています。

「こども110番の家」をご利用ですか？

市では、市PTA連絡協議会が主体となり、子どもたちが登下校中や校外で犯罪や危険なことに巻き込まれそうになったとき、地域の方々に救済や保護をしてもらい、地域全体が協力して子どもたちを守り育てようという「こども110番」活動を進めています。

身近にあるプレートの

現在、ご協力をいただいている家庭や事業所などには、左の図柄のプレートを道路から見える位置に掲示していただいています。

掲示場所を確認

プレートの撤去や交換を希望する場合や、転出される場合は、お近くの小・中学校または社会教育課までご連絡をお願いします。

保護者の皆さまは、お子さんが不審者に声をかけられたり、後ろからつけられたりするなど、身の危険を感じたときには、すぐにプレートを掲示している家や事業所に駆け込んで、保護や救済を求めらるよう、ご家庭で話し合い、身近なプレートの掲示場所を

プレートの撤去や交換

☎443-1464

平成30年度福祉タクシー事業の申請受付を開始

市内に居住する重度心身障害者などが外出するために、タクシーを利用する場合、その料金の一部を助成します。

対象者

- ・身体障害者手帳の1・2級の方。(ただし、視覚障害、下肢機能障害および体幹機能障害の方は3級まで)
- ・療育手帳の①・②の方。
- ・精神障害者保健福祉手帳の1級の方。

交付枚数

年間最高24枚、申請月により交付枚数が異なります。
※腎臓機能障害により人工透析を選択できます。

申請に必要なもの

- ・印鑑
- ・本人の身体障害者手帳または療育手帳、精神障害者保健福祉手帳

申請書受付開始日

3月15日(木)

助成額

乗車1回につき料金の半額(1000円を限度)

申請に必要なもの

- ・印鑑
- ・本人の身体障害者手帳または療育手帳、精神障害者保健福祉手帳

申請書受付開始日

3月15日(木)

助成額

乗車1回につき料金の半額(1000円を限度)

申請に必要なもの

- ・印鑑
- ・本人の身体障害者手帳または療育手帳、精神障害者保健福祉手帳

「買い物代行サービス」をご利用ください

「近所にお店がない」「交通手段がない」「病気・けが・妊娠・子育て中などで、買い物が大変」「重い物を買い、持ち帰るのが大変」など、買い物に困りの方を対象に、買い物代行サービスを実施しています。

利用方法・料金

お気軽にご利用ください。利用する場合は、氏名、住所、電話番号、性別、生年月日

利用方法・料金

お気軽にご利用ください。利用する場合は、氏名、住所、電話番号、性別、生年月日